

世帯
向け

賃貸住宅の建設・リフォームに 補助金を交付します！

町内に2LDK以上の賃貸住宅を建設またはリフォームされる方に補助金を交付します！

対象要件

- ①建築 2LDK以上で面積が50㎡以上
(居間・キッチンの他に2部屋以上。トイレ・バスが独立。)
- ②リフォーム 2LDK以上の賃貸住宅(賃貸住宅に転換する建物含)
- 要件
 - ・町内業者施工であること。
 - ・町税等を完納していること。

※従業員や2親等以内の親族が入居する建物は対象外

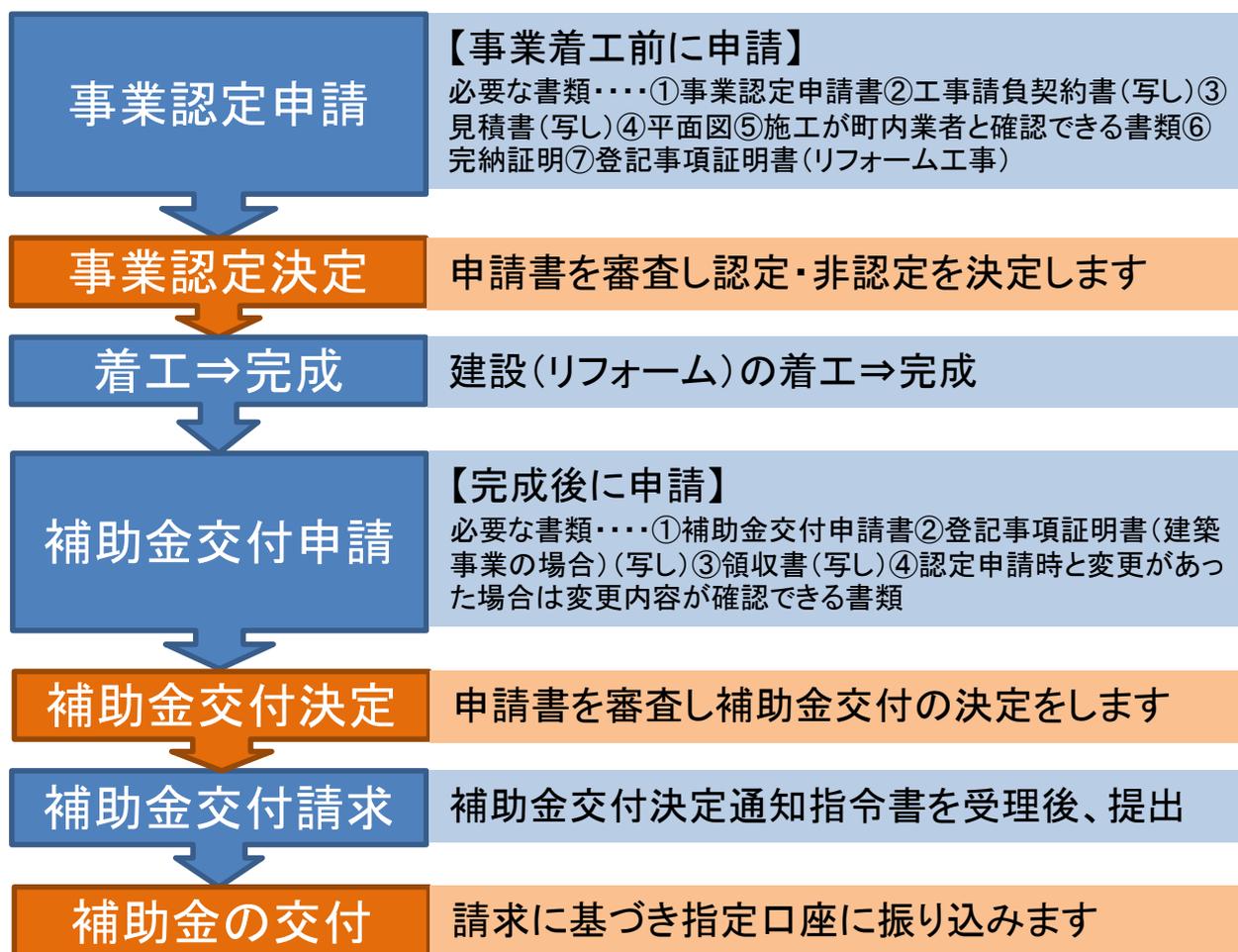
補助金交付額

- 建設・リフォーム経費の3割
- 上限額 建設 …… 1戸 100万円
 リフォーム …… 1戸 50万円
- リフォームの交付対象経費 ※50万円未満は対象外
住宅の修繕、補修(一部増築含)、内外装の改修、給湯器、風呂、台所、
トイレ、暖房設備の改修、取替

【問い合わせ先】

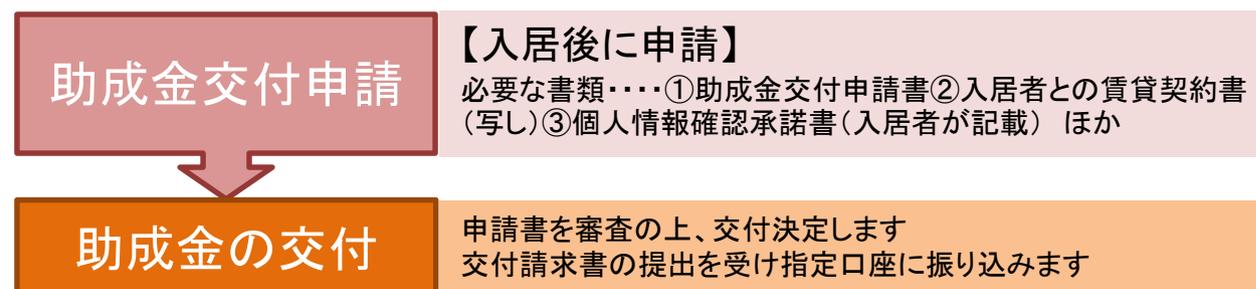
清水町役場商工観光課移住定住促進係 〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地
TEL 0156-62-1156 FAX 0156-62-5116 E-mail;rousei@town.shimizu.hokkaido.jp

申請・交付の手順



賃貸住宅移住者定住助成金

- 賃貸住宅建設補助金、賃貸住宅リフォーム補助金の交付決定がされた物件が対象となります。
- 建築・リフォーム完成後、最初の入居者が町外から転入した世帯の場合に建主に助成金を交付します。
- 助成額…1戸あたり50万円



※入居者が単身世帯、従業員、2親等以内の親族は対象外